第六の一中「数値目標を定める場合には」を「数値目標については、慢性期機能を担う病床との一体的な整備という視点に立ちつつ」に、「するよう努める」を「することが必要である」に、「医療連携体制について定める場合には」を「医療連携体制については」に、「第五」を「第七」に改め、同一の第六段落の次に次の二段落を加える。

地域医療構想については、都道府県において、「第五　地域医療構想に関する基本的な事項」で示した考え方に即しており、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとすることが必要である。

地域における病床の機能の分化及び連携の推進については、「第六　地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

第六を第八とする。

第五の一中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の二十三第一項」に改め、「ためには、」の下に「地域の医療機関による医師、看護師等の医療従事者の自主的な勤務環境を改善する活動を支援する取組や」を加え、「必要であり」を「必要となることから」に、「地域医療支援センター」を「法第三十条の二十一に規定する勤務環境改善支援センター、法第三十条の二十五に規定する地域医療支援センター」に改め、第五を第七とする。

第四の次に次のように加える。

第五　地域医療構想に関する基本的な事項

一　地域医療構想に関する基本的考え方

平成三十七年にいわゆる「団塊の世代」が全て七十五歳以上となる超高齢社会を迎え、医療需要が増加する中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、地域における病床の機能の分化及び連携を推進し、各病床の機能の区分に応じて必要な医療資源を適切に投入し、患者の早期の居宅等への復帰を進めるとともに、退院後の生活を支える在宅医療及び介護サービスの充実を図ることが必要である。こうした観点から、地域医療構想は、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進するため、構想区域ごとの平成三十七年における病床数の必要量を含む医療提供体制に関する構想及び当該構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項として医療計画に定めるものである。

地域医療構想に定める平成三十七年における医療提供体制は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保であり、地域医療全体を見据えた上で、医療計画に定める五疾病・五事業及び在宅医療に係る目標及び医療連携体制、医療従事者の確保等の事項も踏まえて定める必要がある。また、地域医療構想の中で示す医療提供体制の課題や目指すべき姿については、市町村が中心となって進める地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築に資するよう、同法に定める総合確保方針を踏まえ、同法に定める都道府県計画並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性にも留意しつつ、定める必要がある。

二　地域医療構想に関する国と都道府県の役割

平成三十七年において患者の状態に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、都道府県においては、地域の医療需要の将来推計、法第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「病床機能報告」という。）等の活用により、地域医療構想を策定し、これに基づき、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進していくことが必要である。

国は、地域医療構想の策定等に必要な情報の整備や都道府県職員等に対する研修など、都道府県の取組を支援するものとする。

第六　地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

一　地域における病床の機能の分化及び連携の基本的考え方

地域における病床の機能の分化及び連携については、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により推進していくことが前提となる。このため、都道府県は、構想区域ごとに法第三十条の十四に基づき、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、必要な事項について協議を行うことが必要である。その際、病床機能報告等を基に、地域における病床の機能の現状等及び平成三十七年における病床数の必要量を比較しつつ、地域における病床の分化及び連携における課題を分析することが求められる。また、都道府県は、医療介護総合確保法に基づく地域医療介護総合確保基金の活用等により、医療機関の自主的な取組を推進することが必要である。

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、地域における病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、今後、病床機能報告の在り方を検討し、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調えることの検討を進めるものとする。

二　病床の機能に関する情報の提供の推進

患者や住民が医療の適切な選択や受診を行うことができるよう、都道府県は、病床機能報告を通じて把握した病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するものの病床の機能の情報について、患者や住民に分かりやすく明示することが必要である。

さらに、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、より効果的な情報提供の在り方等を検討することが必要である。

○経済産業省環境省告示第五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省環境省令第七号）第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号）第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

環境大臣　望月　義夫

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類（以下「告示種類」という。）は、次の表一の中欄に掲げるとおりとし、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

ただし、特定製品の冷媒として使用するために同表の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び同表の中欄に掲げる物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷媒」という。）については、告示種類は、次の表二の中欄に掲げるとおりとし、告示係数は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。